

(令和3年6月21日)

< ワンポイントレッスン (理論・基礎知識) >

(決算短信を読む・補足の1 - 「収益認識に関する会計基準」)

「収益認識に関する会計基準」が2021年4月1日以後に開始される連結会計年度から適用されます。収益認識基準でポイントとなるのは、履行義務での収益計上とその計上時期。2021年3月26日企業会計基準委員会から発表された「改正企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」」の設例から、基本となる原則に関する[設例1]をもとに、ポイントをみてみましょう。抜粋、要約です。

(前提)

- ①.A社はB社(顧客)と標準的な商品Xの販売と2年間の保守サービスを提供する1つの契約を締結した。
- ②.A社は、当期首に商品XをB社に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。
- ③.契約書に記載された対価の額は、12,000千円である。

(収益の認識、計上時期)

- ①.商品Xの販売と保守サービスの提供を履行義務として識別、それぞれを収益認識の単位とする。
- ②.商品販売価格は10,000千円、保守サービスを2,000千円として、商品販売は一時点で履行義務を充足、商品の引き渡し時に売上計上。保守サービスは2年契約なので初年度に1,000千円、次年度に1,000千円を計上する。

そして、決算短信を読む際に特に重要なのは、適用初年度における影響度。未だ、数多くは見えていませんが、従来と同様の基準を採用するのに比べて、大きく影響を受ける売上高の予想を発表した会社、早期適用で会計基準84条但し書きを適用して期初の利益剰余金を減少させた会社の決算短信。今後決算短信を読む場合、収益認識に関する会計基準適用等の開示がないかどうか、あれば、会計方針の変更などの注記事項などに目を通し、詳細を知って判断して戴きたいと思います。

(注) 会計基準84条但し書き

①.2020年改正会計基準の適用会計基準の適用初年度においては、新たな会計方針を過去の期間のすべてに訴求適用することを原則的な取扱いとする一方、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用できる。

(了)